

別表

(能楽殿)

入場料を徴収しないときの使用料

区分 \ 時間	午前9時～午前12時	午前12時～午後5時	午前9時～午後5時
舞台一式	8,000円	12,000円	20,000円
第一楽屋(畳の間)	1,000円	1,500円	2,500円
第二楽屋(板の間)	1,000円	1,500円	2,500円
観覧広場	2,000円	3,000円	5,000円

- * 使用料金には公演日の準備、リハーサル及び後片付け等の時間を含む。
- * 舞台一式には舞台、鏡ノ間、切戸、第一楽屋を含む。
- * 時間延長の場合
 - ・舞台一式を使用する場合は、1時間につき2,400円を徴収する。
 - ・第一楽屋(畳の間)を使用する場合は、1時間につき300円を徴収する。
 - ・第二楽屋(板の間)を使用する場合は、1時間につき300円を徴収する。
 - ・観覧広場を使用する場合は、1時間につき600円を徴収する。
- * 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- * 稽古の場合の使用料金及び時間延長料金は、それぞれ半額とする。但し、観覧広場は除く。

入場料を徴収するときの使用料(使用者が利用の際、第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合)

区分 \ 時間	午前9時～午前12時	午前12時～午後5時	午前9時～午後5時
舞台一式	16,000円	24,000円	40,000円
第一楽屋(畳の間)	2,000円	3,000円	5,000円
第二楽屋(板の間)	2,000円	3,000円	5,000円
観覧広場	4,000円	6,000円	10,000円

- * 使用料金には公演日の準備、リハーサル及び後片付け等の時間を含む。
- * 舞台一式には舞台、鏡ノ間、切戸、第一楽屋を含む。
- * 時間延長の場合
 - ・舞台一式を使用する場合は、1時間につき4,800円を徴収する。
 - ・第一楽屋(畳の間)を使用する場合は、1時間につき600円を徴収する。
 - ・第二楽屋(板の間)を使用する場合は、1時間につき600円を徴収する。
 - ・観覧広場を使用する場合は、1時間につき1,200円を徴収する。
- * 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- * 稽古の場合の使用料金及び時間延長料金は、それぞれ半額とする。但し、観覧広場は除く。

(茶室)

時間	午前9時～午前12時	午前12時～午後5時	午前9時～午後5時
	1,500円	2,500円	4,000円

- * 時間延長の場合は、1時間につき500円を徴収する。
- * 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

(社務所2階広間)

時間	午前9時～午前12時	午前12時～午後5時	午前9時～午後5時
	1,000円	1,500円	2,500円

- * 時間延長の場合は、1時間につき300円を徴収する。
- * 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

(園地)

区分 \ 時間	午前9時～午前12時	午前12時～午後5時	午前9時～午後5時
園地全体	6,000円	9,000円	15,000円
能楽殿観覧広場	2,000円	3,000円	5,000円
憩の広場	2,000円	3,000円	5,000円

本陣前広場	2,000円	3,000円	5,000円
社務所中庭	無		料

* 入場料を徴収するときの能楽殿観覧広場の使用料については、それぞれ倍額とする。

* 時間延長の場合

- ・園地全体は、1時間につき1,800円を徴収する。
- ・能楽殿観覧広場は、1時間につき600円を徴収する。但し、入場料を徴収するときは、倍額とする。
- ・憩の広場は、1時間につき600円を徴収する。
- ・本陣前広場は、1時間につき600円を徴収する。

* 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。